

札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰要綱の改正について

1 改正条項

札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰要綱第 5 条「候補者の選考」

2 改正の概要

表彰候補者の選考について、現在の要綱においては札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の部会において行うこととしているが、原則、審議会において候補者の選考を行うこととし、必要がある場合は部会により選考を行うことができるよう改正する。

3 改正の理由

功労者表彰という性質上、候補者の選考について多角的な視点から検討するため、できる限り多くの委員による審議が必要と認められるため、現状においても、全委員が集まる審議会を表彰選考部会と位置付け実施している状況であることから、原則、審議会において選考を行うよう改正する。

なお、他の事業との関係や表彰式日程等により、審議会を開催できない場合にも対応できるよう、表彰専門部会による選考も行うことができる旨を規定する。

4 改正案

【改正前】

(候補者の選考)

第 5 条 表彰の候補者の選考は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（平成 21 年条例第 17 号）第 13 条第 7 項に基づき設置する被表彰者選考部会において、別に定める選考基準に沿って行う。

【改正後】

(候補者の選考)

第 5 条 表彰の候補者の選考は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（平成 21 年条例第 17 号）第 13 条第 1 項に基づき設置する札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会において、別に定める選考基準に沿って行う。ただし、必要がある場合は、同条第 7 項に基づき設置する部会において行うことができる。